

「平成 30 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 詳細資料」について

作成にあたっては、第三者にとって理解しやすいものとなるようにすることが肝要である。

ページ数に制限はないが、ページを増やす場合であっても、簡潔にわかりやすく書くように努めることとし、また、各ページの右上に、「技術開発課題代表者氏名」を記載すること。

1. 技術開発体制・組織の記載例

No.	要素技術名又は分担業務の名称	氏名	所属機関名・部局・役職名	H30年度経費 (千円)	H30年度エフォート (%)
(1)	□□における□□に関する技術開発	海洋 広志	□□大学(2000000001) □□学部教授	15,000	30
		岳 巖雄	□□学部准教授		
(2)	□□に関する□□解析	地球 守	独立行政法人○○研究所 (2000000002)○○領域○○研究室室長	15,000	50
(3)	○○に関する技術開発	林 みどり	○○株式会社(2000000003) △△研究センター主任研究員	10,000	40

2. 技術開発経費の明細<委託事業> (様式P6~P11)

- (1) 技術開発費の費目については、①物品費（消耗品費）、②人件費・謝金、③旅費、④その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、その他諸経費）に分けて、また、技術開発体制・組織に記載する要素技術名又は分担業務ごとに分けて記載すること。

(例)

①物品費

<消耗品費>

○○センサー	45
○○分析用試薬	120

②人件費・謝金

研究員・ポスドク相当（1人、10ヶ月）	3,300
---------------------	-------

③旅費

技術開発打合せ旅費（つくばー京都；1泊2日 3回）	126
技術開発打合せ旅費（熊本ー京都；1泊2日 3回）	100

④その他

<外注費>

○○設計業務	2,500
--------	-------

<印刷製本費>

報告書製本費	50
--------	----

<借損料>

○○装置リース（10ヶ月分）	8,500
○○システムリース（10ヶ月分）	1,500

- (2) 各項目とも主要な事項5点程度を挙げるのみで、全てを記載する必要はない。ただし、計と合計の部分はもらさず記載すること。
- (3) その他留意事項
- ①提案した技術開発内容に対して技術開発経費が明らかに過大である場合は、審査の過程で評価委員に不適切な技術開発計画と判断される（各種評価は、技術開発内容及び使用した技術開発経費との対比で行われる。）場合があるので、実勢に従って現実的な経費を計上すること。
- ②備品の購入経費の計上は原則認めていない。（詳細 公募要領「5. 応募に当たっての留意事項」）
- ③消耗品の上限は、5万円未満とする。それ以上の物品は、消耗品である理由書を提出し環境省の承認を得るか、備品の扱いとすることとなる。

3. 技術開発経費（補助対象経費）の明細＜補助事業＞（様式P12～P17）

- (1) 技術開発経費（補助対象経費）の費目については、①本工事費（以下の細分に従って記載すること）、②付帯工事費、③機械器具費、④測量及試験費、⑤設備費、⑥業務費、⑦事務費に分けて、記載すること。また、技術開発体制・組織に記載する要素技術名又は分担業務ごとに分けて記載すること。技術開発体制、組織に記載する者又は機関でなければ、技術開発経費を計上することができないので注意すること。）

(①本工事費の細分)

①本工事費

(1)直接工事費

ア. 材料費

イ. 労務費

ウ. 直接経費

(2)間接工事費

ア. 共通仮設費

イ. 現場管理費

ウ. 一般管理費

- (2) 各項目とも主要な事項5点程度を挙げるのみで、全てを記載する必要はない。ただし、計と合計の部分はもらさず記載すること。

(3) その他留意事項

提案した技術開発内容に対して明らかに技術開発経費（補助対象経費）が過大である場合は、審査の過程で評価委員に不適切な技術開発計画と判断される（各種評価は技術開発内容及び使用した技術開発経費との対比で行われる。）場合があるので、実勢に従って現実的な経費を計上すること。

4. 論文・特許等の知的財産権・その他実績の記載例

＜論文・特許等の知的財産権・その他実績＞	
課題代表者	論文タイトル・著者名等
温暖 防司	(1)Yamada I and Ondan B. A Global study on ……biosphere. <i>Global Science</i> , 2010;25:451-462. (2)温暖防司. ○○地域の○○に関する…に関する研究. 地球環境学会誌 2009;1:5-20. (3)○○の○○の測定方法 日本、出願番号平18-11111○ (18. 6. 19)